



CCSBT-ESC/2409/08

**Data Exchange**  
**データ交換**  
(ESC 議題項目 13)

**Notes from the 2024 Data Exchange**  
**2024 年データ交換に関する留意事項**

Here is a brief summary of issues with the 2024 Data Exchange:  
2024 年データ交換における課題の概要を以下に示す。

- Korea did not provide Raised Length Data but submitted raw size data. It has not provided Raised Length Data since the requirement was introduced in 2015.  
韓国は、引き伸ばし体長データを提供しなかったが、生のサイズデータを提出した。韓国は、2015 年にこの要件が追加されて以降、引き伸ばし体長データを提供したことがない。
- Several datasets provided by Australia were submitted late due to cross-validation discrepancies, and some datasets provided by the Secretariat were submitted late due to the late Australian data and delays encountered by the scientific data contractor.  
オーストラリアが提供したデータセットの一部はクロスチェック時の不一致のために提出が遅れ、またオーストラリアのデータの遅れ及び科学データの請負業者の作業の遅れにより事務局からの一部のデータセットの提供が遅れた。
- The most recent Direct Age data Japan submitted was for 2018, which means that Japan has not met the reporting requirements for these data that require data to have been submitted for at least the 2021 calendar year.  
日本が提出した直近の直接年齢査定データは 2018 年のものである。日本は少なくとも 2021 暦年のデータを提供する必要がある、したがって日本は当該データ要件を履行していない。
- New Zealand's Raised Length Data in recent years were not raised to its total catch. New Zealand is revising its processes for this dataset but at the time of writing had not submitted revised data.  
近年のニュージーランドの引き伸ばし体長データは、同メンバーの総漁獲量に対する引き伸ばしが行われていなかった。ニュージーランドは当該データセットに関する処理方法を修正する予定であるが、本文書の作成時点では修正データは提出されていない。

**2025 Data Exchange Requirements**  
**2025 年データ交換要件**

Draft data exchange requirements for 2025 are provided in **Attachment A**. The attachment shows the proposed data that are to be provided during 2025 and the dates and responsibilities for the data provision.

2025年のデータ交換の要件案は別紙Aのとおりである。別紙では、2025年に提供されるべきデータ、並びにデータ提供の期日及び役割分担の案を提示した。

These requirements are based on the 2024 data exchange requirements with all items rolled over and the dates incremented. The special conditions for the submission of Indonesia's Catch and Effort and Non-retained Catch data have been removed to be the same as other Members.

これらの要件は2024年のデータ交換要件をベースとしており、全項目を引き継ぎつつ、期日が更新されている。インドネシアの漁獲量及び漁獲努力量データ、及び非保持漁獲量データの提供については、他のメンバーと同様の要件となるように従来の特別な条件を削除した。

Catch effort and size data should be provided in the identical format as were provided in 2024. If the format of the data provided by a Member is changed, then the new format and some test data in that format should be provided to the Secretariat by 31 January 2025 to allow development of the necessary data loading routines.

漁獲努力量及びサイズデータは、2024年に提供されたものと同じのフォーマットで提供されなければならない。メンバーから提供されるデータのフォーマットに変更がある場合には、事務局がデータを取り込むために必要なルーティンを確立することができるよう、2025年1月31日までに、新たなフォーマット及びある程度のテストデータを事務局に提供しなければならない。

Data listed in Attachment A should be provided for the complete 2024 calendar year plus any other year for which the data have changed. If changes to historic data are more than a routine update of the 2023 data or very minor corrections to older data, then the changed data will not be used until discussed at the next ESC meeting (unless there was specific agreement to the contrary). Changes to past data (apart from a routine update of 2023 data) must be accompanied by a detailed description of the changes.

別紙Aに示したデータについては、2024暦年全体及びデータに修正があった年のものを提供するものとする。過去のデータの修正が2023年データの定期的更新以上のものである場合、又は過去のデータに対する軽微な修正とは言えないものである場合には、ESCの次回会合においてこれが討議されるまで、これらの修正データは使用されない（特別の合意がある場合を除く）。過去データの修正（2023年データの定期的更新は除く）は、修正内容にかかる詳細な説明を伴わなければならない。

**Prepared by the Secretariat**  
事務局作成文書

提供データの種類 <sup>1</sup>	データの提供者	提出期限	提供データに関する説明
CCSBT データ CD	事務局	2025 年 1 月 31 日	2024 年のデータ交換で提供されたデータ（漁獲努力量、サイズ別漁獲量、引き伸ばし漁獲量及び標識再捕）及び追加データをデータ CD に取り入れるためのデータの更新。これには、以下のものを含む。 <ul style="list-style-type: none"> <li>標識/再捕データ（事務局は、メンバーからの要請に応じて、2025 年における標識-再捕データの更新を提供する）</li> <li>SAG 9 で作成された修正シナリオ (S1L1) を用いた推定未報告漁獲量の更新</li> </ul>
船団別総漁獲量	全メンバー及び協力的非加盟国	2025 年 4 月 30 日	船団別、漁具別の引き伸ばし総漁獲量（重量及び尾数）及び操業隻数。暦年及び割当年のデータを提出すること。
遊漁漁獲量	遊漁による漁獲がある全メンバー及び協力的非加盟国	2025 年 4 月 30 日	データが利用可能な場合、遊漁で漁獲された SBT の引き伸ばし総漁獲量（体重及び尾数）。完全な時系列の遊漁の推定漁獲量の提供（過去に提供されている場合は除く）。遊漁の推定漁獲量に不確実性があれば、不確実性に関する説明又は推定値を提供する。
SBT 輸入統計	日本	2025 年 4 月 30 日	国別、生鮮/冷凍、月別の日本への SBT の輸入重量。輸入統計は、非加盟国の漁獲量を推定するために使用される。
死亡枠 (RMA 及び SRP) の利用実績	全メンバー（及び事務局）	2025 年 4 月 30 日	2024 暦年に使用された死亡枠（キログラム）。RMA と SRP で区別すること。可能であれば、さらに月別、海区別で区別すること。
漁獲量及び漁獲努力量	全メンバー（及び事務局）	2025 年 4 月 23 日 (NZ) <sup>2</sup> 2025 年 4 月 30 日 (メンバー及び事務局) <del>2024 年 7 月 31 日 (インドネシア)</del>	漁獲量（尾数及び重量）及び漁獲努力量は、操業ごと又は集計データとして提出する（ニュージーランドについては、同国がファインスケールの操業データを提供し、それを事務局が集計して回章する）。最大の集計レベルは、年、月、船団、漁具別の 5 度区画（はえ縄）で、表層漁業は 1 度区画とする。 <del>インドネシアは、操業ごと又は試験的科学オブザーバ計画による集計データのいづれかに基づく推定値を提供する。</del>

<sup>1</sup> **MP/OM 用** と記載されているものについては、当該データが管理方式及びオペレーティング・モデルの両方に使用されていることを意味する。どちらか一つの項目が記載されている場合（例：**OM 用**）には、当該データがその項目にのみ使用されることを意味する。

<sup>2</sup> ニュージーランドの期日が他よりも早いのは、事務局が 4 月 30 日までにニュージーランドのファインスケールデータを処理し、他のメンバーに集計引き伸ばしデータを提供できるようにするためである。

提供データの種類 <sup>1</sup>	データの提供者	提出期限	提供データに関する説明
非保持漁獲量	全メンバー	2025年4月30日 ( <del>インドネシアを除く全てのメンバー</del> ) <del>2024年7月31日</del> ( <del>インドネシア</del> )	下記の非保持漁獲量に関するデータは、各漁業につき、年、月、5度区画別に提供すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>放流されたとして報告された（又は観測された）SBTの尾数</li> <li>放流されたSBTについて報告がなかった船及び時期を考慮した引き伸ばし非保持漁獲量</li> <li>引き伸ばした後の放流SBTの推定サイズ組成</li> <li>放流後の魚の状態及び/又は生存状況の詳細</li> </ul> <del>インドネシアは、操業ごとのデータ又は試験的科学オブザーバー計画の集計データのいずれかに基づく推定値を提供する。</del>
RTMP 漁獲量及び努力量データ	日本	2025年4月30日	RTMPの漁獲量及び努力量データは、標準のログブックデータを提出する際と同じ書式で提供すること。
豪州、NZの引き伸ばし漁獲量	オーストラリア、事務局	2025年4月30日	集計した引き伸ばし漁獲量データは、漁獲量及び漁獲努力量と同程度の解像度で提供すること。日本、韓国及び台湾は、引き伸ばし漁獲量及び漁獲努力量を提出するので、改めて提出する必要はない。ニュージーランドも、事務局が同国のファインスケールデータから引き伸ばし漁獲データを作成するので、提出する必要はない。
NZの漁獲量に関する引き伸ばし鉤針数データ	事務局	2025年4月30日	ニュージーランドのファインスケールデータから事務局により作成され、事務局からNZだけに提供される、NZの引き伸ばし鉤針数データ。
オブザーバーから得られた体長組成データ	ニュージーランド	2025年4月30日	従来と同様のオブザーバーの生の体長組成データ。
引き伸ばし体長データ	オーストラリア、台湾、日本、ニュージーランド、韓国	2025年4月30日 (オーストラリア、台湾、日本)  2025年5月7日 (ニュージーランド) <sup>3</sup>	引き伸ばし体長データは、年、月、船団、漁具別に、はえ縄は5度区画、その他の漁業は1度区画で集計し、提出すること <sup>4</sup> 。可能な限りの最小サイズクラス（1cm）で提出すること。必要な情報を示した書式は、CCSBT-ESC/0609/08の別紙Cに示されている
生の体長組成データ	南アフリカ	2025年4月30日	南アフリカのオブザーバー計画から得られる生の体長組成データ。

<sup>3</sup> ニュージーランドは、事務局が4月30日に提供することとされている引き伸ばし漁獲量を必要とするため、さらに1週間が与えられている。

<sup>4</sup> データは実行可能な限り、合意済みのCCSBTの代用原則を使って作成すること。引き伸ばし体長データの作成に使用した手法を完全に文書化することが重要である。

提供データの種類 <sup>1</sup>	データの提供者	提出期限	提供データに関する説明
RTMP 体長データ	日本	2025年4月30日	RTMPの体長データは、標準体長データと同じフォーマットで提出すること。
インドネシアはえ縄のSBT年齢及びサイズ組成	オーストラリア、インドネシア	2025年4月30日	2023年7月から2024年6月までの産卵期の年齢及びサイズ組成の推定値（パーセント）を生成。2023暦年の体長組成及び2023暦年の年齢組成も提出すること。 インドネシアは、港におけるマグロ・モニタリング・プログラムに基づく体長及び体重のサイズ組成を提供する。オーストラリアは、現在のデータ交換プロトコルに従って年齢組成データを提供する。
直接年齢査定データ	全メンバー（EUを除く）	2025年4月30日	耳石標本からの直接年齢推定値の更新（耳石の再解読が必要だったものについては修正推定値）。少なくとも2022暦年のデータは提出すること（2003年ESC報告書パラ95参照）。メンバーは、可能な場合は更に最新のデータを提供する。耳石情報の書式は、旗国、年、月、漁具コード、緯度、経度、位置、位置解像度コード <sup>5</sup> 、統計海区、体長、耳石ID、推定年齢、年齢解読性コード <sup>6</sup> 、性別コード、コメントとなっている。 CSIROとの契約を通じて、事務局がインドネシアに関する直接年齢推定値を提出予定。
ひき縄調査指数	日本	2025年4月30日	2024/2025年漁期（2025年に終了）における異なるひき縄指数（ピストンライン指数（TRP）及びグリッドタイプひき縄指数（TRG））の推定値。不確実性にかかる推定値（例：CV）を含む。
遺伝子標識放流データ <u>OM</u> 及び <u>MP</u> 用	事務局	2025年4月30日	CSIROとの契約による遺伝子標識放流研究により得られた若齢魚資源量の推定値、放流数及び収穫時サンプル数、一致件数及び推定値のCV。標識放流データ（標識装着の日付、魚の体長等）、標識再捕データ（サンプル再捕の日付、体長等）、及び放流魚の組織サンプルとの遺伝的な適合の有無等）を含む標識再捕データ。
近縁遺伝子データ <u>OM</u> 及び <u>MP</u> 用	事務局	2025年4月30日	SNPsを用いて特定されたSBT親子ペア及び半きょうだいペアの更新データセット。これはCCSBTとの契約に基づきCSIROが実施する毎年のSBT近縁遺伝子組織サンプリング、処理、近縁遺伝子特定及びインドネシア年齢査定プロジェクトの成果である。
標識回収データ	全メンバー	2025年4月30日	事務局に対してこれまでに報告されていなかった、回収されたSRP標識に関する情報。
年齢別漁獲量データ	オーストラリア、台湾、日本、事務局	2025年5月14日	各国は、自国のはえ縄漁業について、船団、5度区画、月別の年齢別漁獲量データ（サイズ別漁獲量から得たもの）を提出すること。ニュージーランドの年齢別漁獲量については、事務局がCPUE入力データ及びMPのための年齢別漁獲量で使用するルーチンを使って計算する。
旗国別・漁具別全世界SBT漁獲量	事務局	2025年5月22日	近年の科学委員会報告書に示されているものに準じた旗国別、漁区別の全世界SBT漁獲量。

<sup>5</sup> M1=1分、D1=1度、D5=5度

<sup>6</sup> 耳石切片の解読性及び信頼性のスケール(0-5)の定義は、CCSBT年齢査定マニュアルのとおり。

提供データの種類 <sup>1</sup>	データの提供者	提出期限	提供データに関する説明
豪州表層漁業の引き伸ばし年齢別漁獲量 <b>OM用</b>	オーストラリア	2025年5月24日 <sup>7</sup>	過去に提出されたものと同じフォーマットで、2023年7月から2024年6月までのデータを提出すること。
インドネシア産卵場漁業の引き伸ばし年齢別漁獲量 <b>OM用</b>	事務局	2025年5月24日	CCSBTデータCDと同じ書式で、2023年7月から2024年6月までのデータを提供すること。
標識回収サマリーデータ	事務局	2025年5月31日	月別・漁期別の標識装着件数及び回収件数の更新サマリーデータ。
1952年から2024年までの各年の各漁業及びサブ漁業の総漁獲量 <b>OM用</b>	事務局	2025年5月31日	事務局は、上記の様々なデータセット及び合意済みの計算手法を用いて、オペレーティング・モデルに必要な各漁業の総漁獲量及びサブ漁業の総漁獲量を算出する。
体長別漁獲量（2cm間隔）及び年齢別漁獲量の比率 <b>OM用</b>	事務局	2025年5月31日	事務局は、上記の様々な体長別及び年齢別漁獲量のデータセットを用いて、オペレーティング・モデルに必要な体長と年齢の比率を算出する（LL1、LL2、LL3、LL4-日本、インドネシア、表層漁業で分ける）。さらに事務局は、体長別漁獲量をサブ漁業（例：LL1内の異なる漁業）ごとに提出する。
全世界年齢別漁獲量	事務局	2025年5月31日	MPWS 4 報告書別紙 7 に従い、2024 年の年齢別総漁獲量を算出する。ただし 1 及び 2 海区（LL4 及び LL3）における日本の年齢別漁獲量は、例外的に、オペレーティングモデルの入力データとより良く対応するよう、暦年ベースではなく漁期ベースで算出する。
CPUE 入力データ	事務局	2025年5月31日	CPUE 解析に使用するための、年、月、5 度区画別の漁獲量（比例的年齢査定を使った 0 歳から 20 歳+までの各年齢群の尾数）及び努力量（セット数、釣針数）のデータ <sup>8</sup>
CPUE シリーズ <b>OM 及び MP 用</b>	日本	2025年6月15日 （可能であれば早めに）	CPUE 解析に使用するための、年、月、5 度区画別の漁獲量（比例的年齢査定を使った 0 歳から 20 歳+までの各年齢群の尾数）及び努力量（セット数、釣針数）のデータ

<sup>7</sup> 6月1日より1週間早い期日としているのは、事務局が6月1日に提供する予定のデータセットにこれらのデータを取り入れる時間を十分に確保するためである。

<sup>8</sup> 4月から9月までの SBT 統計海区 4-9 における日本、オーストラリア合弁事業、ニュージーランド合弁事業の各船団のデータに限定。

提供データの種類 <sup>1</sup>	データの提供者	提出期限	提供データに関する説明
CPUE モニタリング及び品質保証シリーズ	オーストラリア、日本、台湾、韓国	2025年6月15日 (可能であれば早めに) <sup>9</sup>	4歳+について、下記の5つのCPUEシリーズで提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• ノミナル (豪州)</li> <li>• B-Ratio proxy (W0.5)<sup>10</sup> (日本)</li> <li>• Geostat proxy (W0.8)<sup>10</sup> (日本)</li> <li>• 台湾標準化 CPUE (台湾)</li> <li>• 韓国標準化 CPUE (韓国)</li> </ul>

<sup>9</sup> 複雑な問題がなければ、CPUE 入力データが提供されてから2週間以内にCPUE シリーズを計算することが可能。したがって複雑な問題がない場合は、メンバーは6月15日以前にCPUE シリーズを提供するよう努力すること。

<sup>10</sup> このシリーズは、西田及び辻 (1998年) の標準化モデルに基づく、全船舶データを使用するシリーズである。2016年以降はニュージーランド漁業における日本船籍用船のデータが無くなったことから、これらの指数は海区4と5、海区6と7をそれぞれ統合して計算すること。